

船舶事故調査報告書

令和2年1月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子


| | |
|--|--|
| 事故種類 | 乗揚 |
| 発生日時 | 令和元年9月15日 22時09分ごろ |
| 発生場所 | 福井県おおい町赤礁埼北東岸 赤礁埼灯台から真方位026° 100m付近 （概位 北緯35° 31.5′ 東経135° 40.3′） |
| 事故の概要 | プレジャーボート由京号は、南西進中、岩場に乗り揚げた。 由京号は、船首船底部外板の破口等を生じた。 |
| 事故調査の経過 | 令和元年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | プレジャーボート 由京号、5トン未満 251-16872福井、個人所有 8.55m (Lr) × 2.5m × 0.92m、FRP ディーゼル機関、128.7kW、平成8年4月 （写真1参照）  |
| 乗組員等に関する情報 | 船長 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年11月17日 免許証交付日 平成27年9月29日 （令和2年11月16日まで有効） |
| 死傷者等 | なし |
| 損傷 | 船首船底部外板に破口、プロペラに曲損、機関に濡損 |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 |

写真1 本船

| | |
|-----------|---|
| | 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期 |
| 事故の経過 | <p>本船は、船長が1人で乗り組み、家族等2人を乗せ、令和元年9月15日10時ごろ福井県小浜市<small>おばま</small>岡津<small>おこづ</small>の係留場所を出発し、小浜市松ヶ崎北方沖での釣りを終え、21時50分ごろ係留場所に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、操舵室の両舷の窓を開けた状態で、操縦席に腰を掛けて手動操舵で操船に当たり、GPSプロッターに入力していた予定針路線に沿うように、約8～9ノットの対地速力で赤礁埼灯台を船首目標として南西進していたところ、赤礁埼灯台まで約1海里（M）となり、まもなく転針予定場所に達するので、そこで左転しようと思っていたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、船長が、ふと目を覚ましたところ、船首方に赤礁埼灯台の灯光及び岩場が見えたものの何もできないまま、22時09分ごろ赤礁埼灯台北東岸の岩場に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が機関を後進に入れたところ離礁したので、係留場所に向かいながら、同乗者が、携帯電話でBAN（Boat Assistance Network の略称であり、一般財団法人日本海洋レジャー安全・振興協会によるプレジャーボートオーナーを対象とした会員制救助システム）に救助要請を行っていたところ、機関室への浸水を認め、118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援したBANの救助船によって付近の漁港にえい航され、翌日、作業船により陸揚げされた。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p> |
| その他の事項 | <p>船長は、9月14日20時00分ごろ就寝し、15日06時ごろ起床後、自動車を運転して08時30分ごろ係留場所に到着し、10時ごろから21時50分ごろまで操船及び釣りを行っており、帰航開始前に疲労を感じていたものの、釣り場から係留場所までは約30分の航程なので居眠りすることはないと思い帰航を開始したが、仮眠をとってから出発すればよかったと本事故後に思った。</p> <p>船長は、毎日約8時間睡眠をとっており、睡眠不足や疲労の蓄積はなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.6m、船尾約1.2mであった。</p> <p>船長及び同乗者2人は、救命胴衣を着用していた。</p> |
| 分析 | |
| 乗組員等の関与 | あり |
| 船体・機関等の関与 | なし |
| 気象・海象等の関与 | なし |
| 判明した事項の解析 | <p>本船は、赤礁埼北東方沖を南西進中、船長が、居眠りに陥り、転針予定場所を通過して赤礁埼北東岸に向かって航行を続けたことから、赤礁埼北東岸の岩場に乗り揚げたものと推定される。</p> |

| | |
|--------------|--|
| | <p>船長は、釣り場から係留場所まで約30分の航程なので居眠りすることはないと思い、長時間の操船及び釣りにより疲労を感じていた状態で、操縦席に腰を掛けて操船を続けたことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥ったものと考えられる。</p> |
| 原因 | <p>本事故は、夜間、本船が赤礁埼北東方沖を南西進中、船長が、居眠りに陥り、転針予定場所を通過して赤礁埼北東岸に向かって航行を続けたため、赤礁埼北東岸の岩場に乗り揚げたものと推定される。</p> |
| 再発防止策 | <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 椅子に腰を掛けた姿勢で見張りをを行う場合は、時々、身体を動かしたり、椅子から立ち上がったたりするなど、居眠りを防止する措置を採ること。 ・ 長時間の釣り等で疲労を感じている場合は、短時間の航程であっても、安全な海域で錨泊して休憩してから出発することが望ましい。 ・ 乗揚後は、浸水の有無を確認すること。 |

付図1 事故発生経過概略図

